

下水道用設計標準歩掛表（平成29年度版）の改定

新旧対照表

—第2巻 ポンプ場・処理場—

ポンプ場・処理場施設（機械設備）編

工種名	機械設備
-----	------

頁	改定趣旨	現 行				改 定																			
38	土木積算基準に準じて、交通誘導員等に関する費用の見直し	<p>2. 各費目の積算基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費 目</th> <th>定 義</th> <th>所要量の算定</th> <th>費用の算定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(6) 仮設費</td> <td>工事を施工するに当たり、必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修等に要する費用である。</td> <td></td> <td> 仮設費対象額×仮設費率 +積み上げ積算 a 仮設費対象額とは、機器費、直接工事費（当該仮設費及び総合試運転費を除く）の合計額とする。 b 仮設費率は別に定める「積算基準の運用」によるものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>				費 目	定 義	所要量の算定	費用の算定	(6) 仮設費	工事を施工するに当たり、必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修等に要する費用である。		仮設費対象額×仮設費率 +積み上げ積算 a 仮設費対象額とは、機器費、直接工事費（当該仮設費及び総合試運転費を除く）の合計額とする。 b 仮設費率は別に定める「積算基準の運用」によるものとする。	<p>2. 各費目の積算基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費 目</th> <th>定 義</th> <th>所要量の算定</th> <th>費用の算定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(6) 仮設費</td> <td>工事を施工するに当たり、必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修、<u>交通管理</u>等に要する費用である。</td> <td></td> <td> 仮設費対象額×仮設費率 +積み上げ積算 a 仮設費対象額とは、機器費、直接工事費（当該仮設費及び総合試運転費を除く）の合計額とする。 b 仮設費率は別に定める「積算基準の運用」によるものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>				費 目	定 義	所要量の算定	費用の算定	(6) 仮設費	工事を施工するに当たり、必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修、 <u>交通管理</u> 等に要する費用である。		仮設費対象額×仮設費率 +積み上げ積算 a 仮設費対象額とは、機器費、直接工事費（当該仮設費及び総合試運転費を除く）の合計額とする。 b 仮設費率は別に定める「積算基準の運用」によるものとする。
費 目	定 義	所要量の算定	費用の算定																						
(6) 仮設費	工事を施工するに当たり、必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修等に要する費用である。		仮設費対象額×仮設費率 +積み上げ積算 a 仮設費対象額とは、機器費、直接工事費（当該仮設費及び総合試運転費を除く）の合計額とする。 b 仮設費率は別に定める「積算基準の運用」によるものとする。																						
費 目	定 義	所要量の算定	費用の算定																						
(6) 仮設費	工事を施工するに当たり、必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修、 <u>交通管理</u> 等に要する費用である。		仮設費対象額×仮設費率 +積み上げ積算 a 仮設費対象額とは、機器費、直接工事費（当該仮設費及び総合試運転費を除く）の合計額とする。 b 仮設費率は別に定める「積算基準の運用」によるものとする。																						

頁	改定趣旨	現 行				改 定			
39	土木積算基準に準じて、交通誘導員等に関する費用の見直し及び電力設備用工事負担金積上げの明確化	2. 各費目の積算基準				2. 各費目の積算基準			
		費 目	定 義	所要量の算定	費用の算定	費 目	定 義	所要量の算定	費用の算定
		4) 安全費	交通管理、安全施設及び安全管理等に要する費用である。			4) 安全費	安全施設及び安全管理等に要する費用である。		
		5) 役務費	土地の借上げ料及び電力、用水等の基本料に要する費用である。			5) 役務費	土地の借上げ料及び電力、用水等の基本料並びに電力設備用工事負担金に要する費用である。		

		工 種 名	機 械 設 備
頁	改定趣旨	改 定	
45	土木積算基準に準じて交通誘導員等に関する費用の見直し	現	行
		(6) 仮設費	改 定
		1) 費用の算定	1) 費用の算定
		① 仮設費=仮設費対象額×仮設费率+積み上げ積算	① 仮設費=仮設費対象額×仮設费率+積み上げ積算
		② 仮設費対象額は、「機器費」、「直接工事費（当該仮設費及び総合試運転費を除く。）」の合計額とする。	② 仮設費対象額は、「機器費」、「直接工事費（当該仮設費及び総合試運転費を除く。）」の合計額とする。
		③ 仮設费率は、(式-4)による。	③ 仮設费率は、(式-4)による。
		$Y=33.44X^{-0.1583}$ ……………(式-4)	$Y=33.44X^{-0.1583}$ ……………(式-4)
		Y：仮設费率〔%〕(算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。)	Y：仮設费率〔%〕(算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。)
		X：仮設費対象額〔円〕	X：仮設費対象額〔円〕
		ただし、上下限の率は次による。	ただし、上下限の率は次による。
		X ≤ 1,000,000〔円〕はY=3.75〔%〕	X ≤ 1,000,000〔円〕はY=3.75〔%〕
		X > 1,000,000,000〔円〕はY=1.26〔%〕	X > 1,000,000,000〔円〕はY=1.26〔%〕
		2) 仮設费率に含まれる内容は、次のとおりとする。	2) 仮設费率に含まれる内容は、次のとおりとする。
		① 据付け工事に必要な標準的な作業用足場（手摺先行型枠組足場等）	① 据付け工事に必要な標準的な作業用足場（手摺先行型枠組足場等）
		② 機器等の現場内運搬用の道板、コロ等の設置及び解体等に要する費用	② 機器等の現場内運搬用の道板、コロ等の設置及び解体等に要する費用
		③ 据付け工事に必要な仮設電力設備の設置、配線、補修、解体等に要する費用	③ 据付け工事に必要な仮設電力設備の設置、配線、補修、解体等に要する費用
		④ 仮設水道の設置、配管、解体等に要する費用	④ 仮設水道の設置、配管、解体等に要する費用
		3) 仮設費で、積み上げ積算によるものは、次のとおりとする。	3) 仮設費で、積み上げ積算によるものは、次のとおりとする。
		なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。	なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。
		① ポンプ井、沈殿池等における仮排水設備の設置、運転、補修、解体等に要する費用	① ポンプ井、沈殿池等における仮排水設備の設置、運転、補修、解体等に要する費用
		② 仮道、仮橋、現場補修、支保工等据付け工事に必要な仮設物の設置及び解体等に要する費用	② 仮道、仮橋、現場補修、支保工等据付け工事に必要な仮設物の設置及び解体等に要する費用
		③ ポンプ井、沈砂池等（池深さ5m以上）、深槽反応タンク、円形沈殿池（重力濃縮槽含む）、汚泥消化タンク内部での機器の据付け工事等に必要な作業用仮組足場（手摺先行型枠組足場等）の組立、解体等に要する費用	③ ポンプ井、沈砂池等（池深さ5m以上）、深槽反応タンク、円形沈殿池（重力濃縮槽含む）、汚泥消化タンク内部での機器の据付け工事等に必要な作業用仮組足場（手摺先行型枠組足場等）の組立、解体等に要する費用
		④ 高さ5m以上で自立煙突及び鉄塔、水管橋等の特殊建築物の据付け工事に必要な作業用仮組足場（手摺先行型枠組足場等）の組立、解体等に要する費用	④ 高さ5m以上で自立煙突及び鉄塔、水管橋等の特殊建築物の据付け工事に必要な作業用仮組足場（手摺先行型枠組足場等）の組立、解体等に要する費用
		⑤ その他、工事施工上必要な仮設物の設置等に要する費用	⑤ 交通誘導警備員及び建設機械等の誘導員等の交通管理に要する費用
			⑥ その他、工事施工上必要な仮設物の設置等に要する費用

		工 種 名	機 械 設 備
頁	改定趣旨	現 行	改 定
46	土木積算基準に準じて、トラックレーンの吊り荷重の見直し	<p>2) 運搬費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 建設機械の自走による運搬</p> <p>イ 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出</p> <p>ウ 質量20t未満の機材等（足場材等）の搬入、搬出</p> <p>エ トラッククレーン油圧式 60t以下の分解・組立及び輸送に要する費用</p> <p>オ 建設機械等の日々回送に要する費用</p> <p>カ 建設機械、機材等（足場材等）及び機器・材料の現場内小運搬</p> <p>② 積み上げ積算による運搬費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬（トラッククレーン油圧式 60t以下を除く。）</p> <p>イ 仮設材等（覆工板等）の運搬</p> <p>ウ その他、工事施工上必要な運搬等に要する費用</p>	<p>2) 運搬費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 建設機械の自走による運搬</p> <p>イ 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出</p> <p>ウ 質量20t未満の機材等（足場材等）の搬入、搬出</p> <p>エ トラッククレーン油圧式 80t吊り未満の分解・組立及び輸送に要する費用</p> <p>オ 建設機械等の日々回送に要する費用</p> <p>カ 建設機械、機材等（足場材等）及び機器・材料の現場内小運搬</p> <p>② 積み上げ積算による運搬費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬（トラッククレーン油圧式 80t吊り未満を除く。）</p> <p>イ 仮設材等（覆工板等）の運搬</p> <p>ウ その他、工事施工上必要な運搬等に要する費用</p>

		工 種 名	機 械 設 備
頁	改定趣旨	現 行	改 定
47	土木積算基準に準じて、交通誘導員等に関する費用の見直し	<p>5) 安全費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 工事地域内全般の安全管理上の監視，あるいは連絡等に要する費用</p> <p>イ 不稼働日の保安要員等の費用</p> <p>ウ 安全用品等の費用</p> <p>エ 安全委員会等に要する費用</p> <p>オ 標示板，標識，保安灯，防護柵，バリケード，照明等の安全施設類の設置，撤去，補修に要する費用及び使用期間中の損料</p> <p>カ 酸素欠乏症等の予防に要する費用</p> <p>② 積み上げ積算による安全費は，次のとおりとする。</p> <p>ア 交通整理員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用</p> <p>イ 鉄道等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用</p> <p>ロ 夜間作業を行う場合における照明に要する費用</p> <p>ハ 河川，海岸工事等における救命艇に要する費用</p> <p>ニ 粉じん作業の予防に要する費用</p> <p>ホ バリケード，転落防止柵，照明，工事標識等のイメージアップに要する費用</p> <p>キ その他，工事施工上必要な安全等に要する費用</p>	<p>5) 安全費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる安全費は，次のとおりとする。</p> <p>ア 工事地域内全般の安全管理上の監視，あるいは連絡等に要する費用</p> <p>イ 不稼働日の保安要員等の費用</p> <p>ウ 安全用品等の費用</p> <p>エ 安全委員会等に要する費用</p> <p>オ 標示板，標識，保安灯，防護柵，バリケード，照明等の安全施設類の設置，撤去，補修に要する費用及び使用期間中の損料</p> <p>カ 酸素欠乏症等の予防に要する費用</p> <p>② 積み上げ積算による安全費は，次のとおりとする。</p> <p>ア 鉄道等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用</p> <p>イ 夜間作業を行う場合における照明に要する費用</p> <p>ロ 河川，海岸工事等における救命艇に要する費用</p> <p>ハ 粉じん作業の予防に要する費用</p> <p>ニ バリケード，転落防止柵，照明，工事標識等のイメージアップに要する費用</p> <p>ホ その他，工事施工上必要な安全等に要する費用</p>

		工 種 名	機 械 設 備
頁	改定趣旨	現 行	改 定
47	土木積算基準に準じて、電力設備用工事負担金及び工事情報共有システムに係る費用の明確化	<p>6) 役務費</p> <p>① 役務費として積み上げ積算する内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 工事施工上必要な土地の借上げ等に要する費用</p> <p>イ 工事施工及び総合試運転等に要する電力、用水等の基本料金</p> <p>7) 技術管理費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 据付けにおいて施工管理に必要な試験に要する費用。</p> <p>イ 据付けにおける品質管理のための試験及び資料作成等に要する費用</p> <p>ウ 据付けにおける出来形管理のための測量、計測及び図面作成に要する費用</p> <p>エ 据付けにおける工程管理のための資料作成等に要する費用</p> <p>オ 据付けにおける工程、出来形、品質管理の確認等に必要写真管理に要する費用</p> <p>カ 完成図書及びマイクロフィルム等（電子媒体を含む。）の作成に要する費用</p> <p>キ 塗装膜厚施工管理に要する費用</p> <p>ク 施工管理で使用するOA機器の費用</p> <p>② 積み上げ積算による技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>ア コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用</p> <p>イ 施工管理項目以外の試験等特別な品質管理に要する費用</p> <p>ウ その他、工事施工上必要な技術管理等に要する費用</p>	<p>6) 役務費</p> <p>① 役務費として積み上げ積算する内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 工事施工上必要な土地の借上げ等に要する費用</p> <p>イ 工事施工及び総合試運転等に要する電力、用水等の基本料金</p> <p>ウ 電力設備用工事負担金</p> <p>7) 技術管理費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 据付けにおいて施工管理に必要な試験に要する費用。</p> <p>イ 据付けにおける品質管理のための試験及び資料作成等に要する費用</p> <p>ウ 据付けにおける出来形管理のための測量、計測及び図面作成に要する費用</p> <p>エ 据付けにおける工程管理のための資料作成等に要する費用</p> <p>オ 据付けにおける工程、出来形、品質管理の確認等に必要写真管理に要する費用</p> <p>カ 完成図書及びマイクロフィルム等（電子媒体を含む。）の作成に要する費用</p> <p>キ 塗装膜厚施工管理に要する費用</p> <p>ク 施工管理で使用するOA機器の費用 <u>(工事情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む)</u></p> <p>② 積み上げ積算による技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>ア コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用</p> <p>イ 施工管理項目以外の試験等特別な品質管理に要する費用</p> <p>ウ その他、工事施工上必要な技術管理等に要する費用</p>

工種名	機械設備
-----	------

54	語句の修正	現 行																																											
		<p>別表 1-1 機器主要品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>品 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沈砂池機械設備</td> <td>自動(手動)スクリーン、除砂設備、沈砂洗浄装置等</td> </tr> <tr> <td>ポンプ設備</td> <td>汚水ポンプ、雨水ポンプ、放流ポンプ、汚泥ポンプ等</td> </tr> <tr> <td>水処理設備</td> <td>汚泥かき寄せ機、反応タンク設備、消毒設備、ろ過設備等</td> </tr> <tr> <td>汚泥処理設備</td> <td>濃縮設備、消化タンク設備、消化ガス設備、脱硫設備、ボイラ、熱交換器、洗浄設備、薬注設備、脱水設備等</td> </tr> <tr> <td>汚泥焼却・溶融・コンポスト設備</td> <td>焼却設備、溶融設備、乾燥設備、排煙処理設備、コンポスト設備等</td> </tr> <tr> <td>原動機設備</td> <td>電動機、ディーゼル機関、ガスタービン、ガソリン機関等</td> </tr> <tr> <td>動力伝達設備</td> <td>増速機、減速機等</td> </tr> <tr> <td>空気機械設備</td> <td>散気用送風機、誘引ファン、換気用ファン、真空ポンプ、空気圧縮機等</td> </tr> <tr> <td>荷役設備</td> <td>クレーン類、コンベヤ類、スキップホイスト、チェーンブロック、ギヤードトローリ、ホイスト等</td> </tr> <tr> <td>貯留設備</td> <td>タンク類(水、油、空気、ガス、薬液等)、ホッパ等</td> </tr> <tr> <td>門扉設備</td> <td>ゲート類(手動、電動、油圧等)、自動弁(電動・空気)類(φ100以上)、手動弁類(φ400以上)、特殊弁類(φ100以上)等</td> </tr> <tr> <td>計量設備</td> <td>流量計、濃度計、風量制御装置、計量器等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>潤滑装置、かき混ぜ機、脱臭装置、スカム除去(処理)装置、消音器等</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 フラップ弁・逆止弁は手動弁類とし、テレスコープ弁・ガス安全弁等は特殊弁類とする。</p> <p>別表 1-2 直接材料主要品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>品 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄鋼品類</td> <td>チェーン類、スプロケット類、軸類、レール類、レーキ類、バケット類、各種サポート類、踏板類、階段類、手摺類、鋼材類、ワイヤーロープ等</td> </tr> <tr> <td>非鉄金属類</td> <td>アルミ手摺類、その他非鉄金属材料等</td> </tr> <tr> <td>管弁類</td> <td>各種管類、管継手類、伸縮管類、可とう管類、手動弁類(φ350以下)、自動弁(電動・空気)類(φ90以下)、特殊弁類(φ90以下)、ダクト類等</td> </tr> <tr> <td>計器類</td> <td>圧力計、検流器、温度計(いずれも接点付きを含む。)、圧力スイッチ、フローリレー等</td> </tr> <tr> <td>コンクリート製品類</td> <td>遠心力鉄筋コンクリート管、コンクリートダクト類等</td> </tr> <tr> <td>被覆類</td> <td>保温・保冷材、防露材、ビニルテープ、綿テープ、ホース類、ベルト類、パッキン類、亜鉛鉄板類、断熱材料等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>塗料、潤滑油脂類、合成樹脂類(スクレーパ等)、硝子類、散気部品類、木製品類(角落し、スクレーパ、型枠等)等</td> </tr> </tbody> </table> <p>直接材料とは主として次に掲げるものをいう。 現場加工主体材料 素材ないしは、半完成品として搬入し、加工を主体とする材料類 (金属材料、塗料、セメント類、その他) 連結材料 機器間を直結し、有機的結合をする材料類(配管及び付属品) 機械構成部品 機器、装置において、構成部品別に積算する材料</p>		種 別	品 目	沈砂池機械設備	自動(手動)スクリーン、除砂設備、沈砂洗浄装置等	ポンプ設備	汚水ポンプ、雨水ポンプ、放流ポンプ、汚泥ポンプ等	水処理設備	汚泥かき寄せ機、反応タンク設備、消毒設備、ろ過設備等	汚泥処理設備	濃縮設備、消化タンク設備、消化ガス設備、脱硫設備、ボイラ、熱交換器、洗浄設備、薬注設備、脱水設備等	汚泥焼却・溶融・コンポスト設備	焼却設備、溶融設備、乾燥設備、排煙処理設備、コンポスト設備等	原動機設備	電動機、ディーゼル機関、ガスタービン、ガソリン機関等	動力伝達設備	増速機、減速機等	空気機械設備	散気用送風機、誘引ファン、換気用ファン、真空ポンプ、空気圧縮機等	荷役設備	クレーン類、コンベヤ類、スキップホイスト、チェーンブロック、ギヤードトローリ、ホイスト等	貯留設備	タンク類(水、油、空気、ガス、薬液等)、ホッパ等	門扉設備	ゲート類(手動、電動、油圧等)、自動弁(電動・空気)類(φ100以上)、手動弁類(φ400以上)、特殊弁類(φ100以上)等	計量設備	流量計、濃度計、風量制御装置、計量器等	その他	潤滑装置、かき混ぜ機、脱臭装置、スカム除去(処理)装置、消音器等	種 別	品 目	鉄鋼品類	チェーン類、スプロケット類、軸類、レール類、レーキ類、バケット類、各種サポート類、踏板類、階段類、手摺類、鋼材類、ワイヤーロープ等	非鉄金属類	アルミ手摺類、その他非鉄金属材料等	管弁類	各種管類、管継手類、伸縮管類、可とう管類、手動弁類(φ350以下)、自動弁(電動・空気)類(φ90以下)、特殊弁類(φ90以下)、ダクト類等	計器類	圧力計、検流器、温度計(いずれも接点付きを含む。)、圧力スイッチ、フローリレー等	コンクリート製品類	遠心力鉄筋コンクリート管、コンクリートダクト類等	被覆類	保温・保冷材、防露材、ビニルテープ、綿テープ、ホース類、ベルト類、パッキン類、亜鉛鉄板類、断熱材料等
種 別	品 目																																												
沈砂池機械設備	自動(手動)スクリーン、除砂設備、沈砂洗浄装置等																																												
ポンプ設備	汚水ポンプ、雨水ポンプ、放流ポンプ、汚泥ポンプ等																																												
水処理設備	汚泥かき寄せ機、反応タンク設備、消毒設備、ろ過設備等																																												
汚泥処理設備	濃縮設備、消化タンク設備、消化ガス設備、脱硫設備、ボイラ、熱交換器、洗浄設備、薬注設備、脱水設備等																																												
汚泥焼却・溶融・コンポスト設備	焼却設備、溶融設備、乾燥設備、排煙処理設備、コンポスト設備等																																												
原動機設備	電動機、ディーゼル機関、ガスタービン、ガソリン機関等																																												
動力伝達設備	増速機、減速機等																																												
空気機械設備	散気用送風機、誘引ファン、換気用ファン、真空ポンプ、空気圧縮機等																																												
荷役設備	クレーン類、コンベヤ類、スキップホイスト、チェーンブロック、ギヤードトローリ、ホイスト等																																												
貯留設備	タンク類(水、油、空気、ガス、薬液等)、ホッパ等																																												
門扉設備	ゲート類(手動、電動、油圧等)、自動弁(電動・空気)類(φ100以上)、手動弁類(φ400以上)、特殊弁類(φ100以上)等																																												
計量設備	流量計、濃度計、風量制御装置、計量器等																																												
その他	潤滑装置、かき混ぜ機、脱臭装置、スカム除去(処理)装置、消音器等																																												
種 別	品 目																																												
鉄鋼品類	チェーン類、スプロケット類、軸類、レール類、レーキ類、バケット類、各種サポート類、踏板類、階段類、手摺類、鋼材類、ワイヤーロープ等																																												
非鉄金属類	アルミ手摺類、その他非鉄金属材料等																																												
管弁類	各種管類、管継手類、伸縮管類、可とう管類、手動弁類(φ350以下)、自動弁(電動・空気)類(φ90以下)、特殊弁類(φ90以下)、ダクト類等																																												
計器類	圧力計、検流器、温度計(いずれも接点付きを含む。)、圧力スイッチ、フローリレー等																																												
コンクリート製品類	遠心力鉄筋コンクリート管、コンクリートダクト類等																																												
被覆類	保温・保冷材、防露材、ビニルテープ、綿テープ、ホース類、ベルト類、パッキン類、亜鉛鉄板類、断熱材料等																																												
その他	塗料、潤滑油脂類、合成樹脂類(スクレーパ等)、硝子類、散気部品類、木製品類(角落し、スクレーパ、型枠等)等																																												

改 定																																													
<p>別表 1 下水道用機械設備機器主要品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>品 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沈砂池機械設備</td> <td>自動(手動)スクリーン、除砂設備、沈砂洗浄装置等</td> </tr> <tr> <td>ポンプ設備</td> <td>汚水ポンプ、雨水ポンプ、放流ポンプ、汚泥ポンプ等</td> </tr> <tr> <td>水処理設備</td> <td>汚泥かき寄せ機、反応タンク設備、消毒設備、ろ過設備等</td> </tr> <tr> <td>汚泥処理設備</td> <td>濃縮設備、消化タンク設備、消化ガス設備、脱硫設備、ボイラ、熱交換器、洗浄設備、薬注設備、脱水設備等</td> </tr> <tr> <td>汚泥焼却・溶融・コンポスト設備</td> <td>焼却設備、溶融設備、乾燥設備、排煙処理設備、コンポスト設備等</td> </tr> <tr> <td>原動機設備</td> <td>電動機、ディーゼル機関、ガスタービン、ガソリン機関等</td> </tr> <tr> <td>動力伝達設備</td> <td>増速機、減速機等</td> </tr> <tr> <td>空気機械設備</td> <td>散気用送風機、誘引ファン、換気用ファン、真空ポンプ、空気圧縮機等</td> </tr> <tr> <td>荷役設備</td> <td>クレーン類、コンベヤ類、スキップホイスト、チェーンブロック、ギヤードトローリ、ホイスト等</td> </tr> <tr> <td>貯留設備</td> <td>タンク類(水、油、空気、ガス、薬液等)、ホッパ等</td> </tr> <tr> <td>門扉設備</td> <td>ゲート類(手動、電動、油圧等)、自動弁(電動・空気)類(φ100以上)、手動弁類(φ400以上)、特殊弁類(φ100以上)等</td> </tr> <tr> <td>計量設備</td> <td>流量計、濃度計、風量制御装置、計量器等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>潤滑装置、かき混ぜ機、脱臭装置、スカム除去(処理)装置、消音器等</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 フラップ弁・逆止弁は手動弁類とし、テレスコープ弁・ガス安全弁等は特殊弁類とする。</p> <p>別表 2 下水道用機械設備直接材料主要品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>品 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄鋼品類</td> <td>チェーン類、スプロケット類、軸類、レール類、レーキ類、バケット類、各種サポート類、踏板類、階段類、手摺類、鋼材類、ワイヤーロープ等</td> </tr> <tr> <td>非鉄金属類</td> <td>アルミ手摺類、その他非鉄金属材料等</td> </tr> <tr> <td>管弁類</td> <td>各種管類、管継手類、伸縮管類、可とう管類、手動弁類(φ350以下)、自動弁(電動・空気)類(φ90以下)、特殊弁類(φ90以下)、ダクト類等</td> </tr> <tr> <td>計器類</td> <td>圧力計、検流器、温度計(いずれも接点付きを含む。)、圧力スイッチ、フローリレー等</td> </tr> <tr> <td>コンクリート製品類</td> <td>遠心力鉄筋コンクリート管、コンクリートダクト類等</td> </tr> <tr> <td>被覆類</td> <td>保温・保冷材、防露材、ビニルテープ、綿テープ、ホース類、ベルト類、パッキン類、亜鉛鉄板類、断熱材料等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>塗料、潤滑油脂類、合成樹脂類(スクレーパ等)、硝子類、散気部品類、木製品類(角落し、スクレーパ、型枠等)等</td> </tr> </tbody> </table> <p>直接材料とは主として次に掲げるものをいう。 現場加工主体材料 素材ないしは、半完成品として搬入し、加工を主体とする材料類 (金属材料、塗料、セメント類、その他) 連結材料 機器間を直結し、有機的結合をする材料類(配管及び付属品) 機械構成部品 機器、装置において、構成部品別に積算する材料</p>		種 別	品 目	沈砂池機械設備	自動(手動)スクリーン、除砂設備、沈砂洗浄装置等	ポンプ設備	汚水ポンプ、雨水ポンプ、放流ポンプ、汚泥ポンプ等	水処理設備	汚泥かき寄せ機、反応タンク設備、消毒設備、ろ過設備等	汚泥処理設備	濃縮設備、消化タンク設備、消化ガス設備、脱硫設備、ボイラ、熱交換器、洗浄設備、薬注設備、脱水設備等	汚泥焼却・溶融・コンポスト設備	焼却設備、溶融設備、乾燥設備、排煙処理設備、コンポスト設備等	原動機設備	電動機、ディーゼル機関、ガスタービン、ガソリン機関等	動力伝達設備	増速機、減速機等	空気機械設備	散気用送風機、誘引ファン、換気用ファン、真空ポンプ、空気圧縮機等	荷役設備	クレーン類、コンベヤ類、スキップホイスト、チェーンブロック、ギヤードトローリ、ホイスト等	貯留設備	タンク類(水、油、空気、ガス、薬液等)、ホッパ等	門扉設備	ゲート類(手動、電動、油圧等)、自動弁(電動・空気)類(φ100以上)、手動弁類(φ400以上)、特殊弁類(φ100以上)等	計量設備	流量計、濃度計、風量制御装置、計量器等	その他	潤滑装置、かき混ぜ機、脱臭装置、スカム除去(処理)装置、消音器等	種 別	品 目	鉄鋼品類	チェーン類、スプロケット類、軸類、レール類、レーキ類、バケット類、各種サポート類、踏板類、階段類、手摺類、鋼材類、ワイヤーロープ等	非鉄金属類	アルミ手摺類、その他非鉄金属材料等	管弁類	各種管類、管継手類、伸縮管類、可とう管類、手動弁類(φ350以下)、自動弁(電動・空気)類(φ90以下)、特殊弁類(φ90以下)、ダクト類等	計器類	圧力計、検流器、温度計(いずれも接点付きを含む。)、圧力スイッチ、フローリレー等	コンクリート製品類	遠心力鉄筋コンクリート管、コンクリートダクト類等	被覆類	保温・保冷材、防露材、ビニルテープ、綿テープ、ホース類、ベルト類、パッキン類、亜鉛鉄板類、断熱材料等	その他	塗料、潤滑油脂類、合成樹脂類(スクレーパ等)、硝子類、散気部品類、木製品類(角落し、スクレーパ、型枠等)等
種 別	品 目																																												
沈砂池機械設備	自動(手動)スクリーン、除砂設備、沈砂洗浄装置等																																												
ポンプ設備	汚水ポンプ、雨水ポンプ、放流ポンプ、汚泥ポンプ等																																												
水処理設備	汚泥かき寄せ機、反応タンク設備、消毒設備、ろ過設備等																																												
汚泥処理設備	濃縮設備、消化タンク設備、消化ガス設備、脱硫設備、ボイラ、熱交換器、洗浄設備、薬注設備、脱水設備等																																												
汚泥焼却・溶融・コンポスト設備	焼却設備、溶融設備、乾燥設備、排煙処理設備、コンポスト設備等																																												
原動機設備	電動機、ディーゼル機関、ガスタービン、ガソリン機関等																																												
動力伝達設備	増速機、減速機等																																												
空気機械設備	散気用送風機、誘引ファン、換気用ファン、真空ポンプ、空気圧縮機等																																												
荷役設備	クレーン類、コンベヤ類、スキップホイスト、チェーンブロック、ギヤードトローリ、ホイスト等																																												
貯留設備	タンク類(水、油、空気、ガス、薬液等)、ホッパ等																																												
門扉設備	ゲート類(手動、電動、油圧等)、自動弁(電動・空気)類(φ100以上)、手動弁類(φ400以上)、特殊弁類(φ100以上)等																																												
計量設備	流量計、濃度計、風量制御装置、計量器等																																												
その他	潤滑装置、かき混ぜ機、脱臭装置、スカム除去(処理)装置、消音器等																																												
種 別	品 目																																												
鉄鋼品類	チェーン類、スプロケット類、軸類、レール類、レーキ類、バケット類、各種サポート類、踏板類、階段類、手摺類、鋼材類、ワイヤーロープ等																																												
非鉄金属類	アルミ手摺類、その他非鉄金属材料等																																												
管弁類	各種管類、管継手類、伸縮管類、可とう管類、手動弁類(φ350以下)、自動弁(電動・空気)類(φ90以下)、特殊弁類(φ90以下)、ダクト類等																																												
計器類	圧力計、検流器、温度計(いずれも接点付きを含む。)、圧力スイッチ、フローリレー等																																												
コンクリート製品類	遠心力鉄筋コンクリート管、コンクリートダクト類等																																												
被覆類	保温・保冷材、防露材、ビニルテープ、綿テープ、ホース類、ベルト類、パッキン類、亜鉛鉄板類、断熱材料等																																												
その他	塗料、潤滑油脂類、合成樹脂類(スクレーパ等)、硝子類、散気部品類、木製品類(角落し、スクレーパ、型枠等)等																																												

頁	改定趣旨	現 行	改 定												
58	語句の修正	<p>別紙 見積り依頼書作成例 1. 見積り依頼書作成例</p> <p style="text-align: center;">(見積り依頼書)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>○○○○○○○ 様</p> <p style="text-align: right;">自治体名*****</p> <p>下水道用機械設備工事について次のとおり見積りを依頼します。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1. 見積もり条件及び機器仕様</td> <td style="width: 50%;">別紙のとおり</td> </tr> <tr> <td>2. 見積り提出期限</td> <td>平成 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>3. 担当者</td> <td>○○○課 ○○ ○○ 連絡先 TEL ○○○-○○○○</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">注1)</p> <p>なお、依頼内容について疑義がある場合は、担当者まで連絡してください。</p> </div> <p>注1 担当者の所属氏名、連絡先を記入する。</p>	1. 見積もり条件及び機器仕様	別紙のとおり	2. 見積り提出期限	平成 年 月 日まで	3. 担当者	○○○課 ○○ ○○ 連絡先 TEL ○○○-○○○○	<p>別紙 見積り依頼書作成例</p> <p style="text-align: center;">(見積り依頼書)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>○○○○○○○ 様</p> <p style="text-align: right;">自治体名*****</p> <p>下水道用機械設備工事について次のとおり見積りを依頼します。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1. 見積もり条件及び機器仕様</td> <td style="width: 50%;">別紙のとおり</td> </tr> <tr> <td>2. 見積り提出期限</td> <td>平成 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>3. 担当者</td> <td>○○○課 ○○ ○○ 連絡先 TEL ○○○-○○○○</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">注1)</p> <p>なお、依頼内容について疑義がある場合は、担当者まで連絡してください。</p> </div> <p>注1 担当者の所属氏名、連絡先を記入する。</p>	1. 見積もり条件及び機器仕様	別紙のとおり	2. 見積り提出期限	平成 年 月 日まで	3. 担当者	○○○課 ○○ ○○ 連絡先 TEL ○○○-○○○○
1. 見積もり条件及び機器仕様	別紙のとおり														
2. 見積り提出期限	平成 年 月 日まで														
3. 担当者	○○○課 ○○ ○○ 連絡先 TEL ○○○-○○○○														
1. 見積もり条件及び機器仕様	別紙のとおり														
2. 見積り提出期限	平成 年 月 日まで														
3. 担当者	○○○課 ○○ ○○ 連絡先 TEL ○○○-○○○○														

頁	改定趣旨	現 行	改 定
61	語句の修正	<p>2. 工事設計書の積算様式</p> <p>(1) 設計書作成に関する留意事項</p> <p>① 記載項目は、下水道用機械設備請負工事工事費積算要領及び同基準に基づいて積算した内容を、費目及び工種ごとにまとめるものとする。</p> <p>② 内訳書（総括表）の記載項目は、工事価格については機器費、直接工事費、間接工事費、設計技術費、一般管理費等を記載する。 また、消費税等相当額も記載する。</p> <p>③ 内訳書は、総括表に記載された項目の内訳を機器、材料、労務、直接経費、間接工事費、設計技術費、一般管理費等の要素に分けて記載する。</p> <p>④ 機器費及び直接材料費の細別は、設計内容が判るように分類する。</p> <p>⑤ 単位及び数量欄は、図面・特記仕様書と対比できるように記載する。</p>	<p>下水道用機械設備請負工事工事設計書の作成</p> <p>(1) 設計書作成に関する留意事項</p> <p>① 記載項目は、下水道用機械設備請負工事工事費積算要領及び同基準に基づいて積算した内容を、費目及び工種ごとにまとめるものとする。</p> <p>② 内訳書（総括表）の記載項目は、工事価格については機器費、直接工事費、間接工事費、設計技術費、一般管理費等を記載する。 また、消費税等相当額も記載する。</p> <p>③ 内訳書は、総括表に記載された項目の内訳を機器、材料、労務、直接経費、間接工事費、設計技術費、一般管理費等の要素に分けて記載する。</p> <p>④ 機器費及び直接材料費の細別は、設計内容が判るように分類する。</p> <p>⑤ 単位及び数量欄は、図面・特記仕様書と対比できるように記載する。</p>

頁	改定趣旨	現	行	改	定																																																																																																								
62	語句の修正	<p>作成例-1</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">工事設計書</td> <td colspan="2">設計番号第 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>審査者</td> <td>設計担当者</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>平成</td> <td>年度</td> <td>工事番号</td> <td>款 項 目 節</td> </tr> <tr> <td colspan="2">工 事 名</td> <td colspan="2">△△△ポンプ場ポンプ設備その△工事</td> </tr> <tr> <td colspan="2">工 事 地 名 (箇所)</td> <td colspan="2">△△市△△町△△丁目△△番地 (△△ポンプ場内)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">工事内容</td> <td colspan="2"> 本工事は△△△ポンプ場排水区域内の下水管渠が整備され、これに伴う水量増に 対処するため雨水ポンプ2台(計画6台, 既設2台), 汚水ポンプ2台(計画4 台, 既設0台)及びその付帯設備を施工するものである。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">工事概要</td> <td colspan="2"> 1 雨水ポンプ 電動機直結立軸斜流ポンプ (1,600mm×370m³/分×13.5m×1,100kW) ……2台 2 汚水ポンプ # (400mm×10m³/分×16.5m×75kW) ……2台 3 配管弁 ……一式 4 給水設備, その他 ……一式 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">設計金額</td> <td>補助区分</td> <td>合 計</td> </tr> <tr> <td colspan="2">金 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">外に支給品費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">金 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		工事設計書		設計番号第 号				平成 年 月 日				審査者	設計担当者					平成	年度	工事番号	款 項 目 節	工 事 名		△△△ポンプ場ポンプ設備その△工事		工 事 地 名 (箇所)		△△市△△町△△丁目△△番地 (△△ポンプ場内)		工事内容		本工事は△△△ポンプ場排水区域内の下水管渠が整備され、これに伴う水量増に 対処するため雨水ポンプ2台(計画6台, 既設2台), 汚水ポンプ2台(計画4 台, 既設0台)及びその付帯設備を施工するものである。		工事概要		1 雨水ポンプ 電動機直結立軸斜流ポンプ (1,600mm×370m ³ /分×13.5m×1,100kW) ……2台 2 汚水ポンプ # (400mm×10m ³ /分×16.5m×75kW) ……2台 3 配管弁 ……一式 4 給水設備, その他 ……一式		設計金額		補助区分	合 計	金 円				外に支給品費				金 円				<p>別紙 工事設計書作成例</p> <p>作成例-1</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">工事設計書</td> <td colspan="2">設計番号第 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>審査者</td> <td>設計担当者</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>平成</td> <td>年度</td> <td>工事番号</td> <td>款 項 目 節</td> </tr> <tr> <td colspan="2">工 事 名</td> <td colspan="2">△△△ポンプ場ポンプ設備その△工事</td> </tr> <tr> <td colspan="2">工 事 地 名 (箇所)</td> <td colspan="2">△△市△△町△△丁目△△番地 (△△ポンプ場内)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">工事内容</td> <td colspan="2"> 本工事は△△△ポンプ場排水区域内の下水管渠が整備され、これに伴う水量増に 対処するため雨水ポンプ2台(計画6台, 既設2台), 汚水ポンプ2台(計画4 台, 既設0台)及びその付帯設備を施工するものである。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">工事概要</td> <td colspan="2"> 1 雨水ポンプ 電動機直結立軸斜流ポンプ (1,600mm×370m³/分×13.5m×1,100kW) ……2台 2 汚水ポンプ # (400mm×10m³/分×16.5m×75kW) ……2台 3 配管弁 ……一式 4 給水設備, その他 ……一式 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">設計金額</td> <td>補助区分</td> <td>合 計</td> </tr> <tr> <td colspan="2">金 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">外に支給品費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">金 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		工事設計書		設計番号第 号				平成 年 月 日				審査者	設計担当者					平成	年度	工事番号	款 項 目 節	工 事 名		△△△ポンプ場ポンプ設備その△工事		工 事 地 名 (箇所)		△△市△△町△△丁目△△番地 (△△ポンプ場内)		工事内容		本工事は△△△ポンプ場排水区域内の下水管渠が整備され、これに伴う水量増に 対処するため雨水ポンプ2台(計画6台, 既設2台), 汚水ポンプ2台(計画4 台, 既設0台)及びその付帯設備を施工するものである。		工事概要		1 雨水ポンプ 電動機直結立軸斜流ポンプ (1,600mm×370m ³ /分×13.5m×1,100kW) ……2台 2 汚水ポンプ # (400mm×10m ³ /分×16.5m×75kW) ……2台 3 配管弁 ……一式 4 給水設備, その他 ……一式		設計金額		補助区分	合 計	金 円				外に支給品費				金 円			
工事設計書		設計番号第 号																																																																																																											
		平成 年 月 日																																																																																																											
		審査者	設計担当者																																																																																																										
平成	年度	工事番号	款 項 目 節																																																																																																										
工 事 名		△△△ポンプ場ポンプ設備その△工事																																																																																																											
工 事 地 名 (箇所)		△△市△△町△△丁目△△番地 (△△ポンプ場内)																																																																																																											
工事内容		本工事は△△△ポンプ場排水区域内の下水管渠が整備され、これに伴う水量増に 対処するため雨水ポンプ2台(計画6台, 既設2台), 汚水ポンプ2台(計画4 台, 既設0台)及びその付帯設備を施工するものである。																																																																																																											
工事概要		1 雨水ポンプ 電動機直結立軸斜流ポンプ (1,600mm×370m ³ /分×13.5m×1,100kW) ……2台 2 汚水ポンプ # (400mm×10m ³ /分×16.5m×75kW) ……2台 3 配管弁 ……一式 4 給水設備, その他 ……一式																																																																																																											
設計金額		補助区分	合 計																																																																																																										
金 円																																																																																																													
外に支給品費																																																																																																													
金 円																																																																																																													
工事設計書		設計番号第 号																																																																																																											
		平成 年 月 日																																																																																																											
		審査者	設計担当者																																																																																																										
平成	年度	工事番号	款 項 目 節																																																																																																										
工 事 名		△△△ポンプ場ポンプ設備その△工事																																																																																																											
工 事 地 名 (箇所)		△△市△△町△△丁目△△番地 (△△ポンプ場内)																																																																																																											
工事内容		本工事は△△△ポンプ場排水区域内の下水管渠が整備され、これに伴う水量増に 対処するため雨水ポンプ2台(計画6台, 既設2台), 汚水ポンプ2台(計画4 台, 既設0台)及びその付帯設備を施工するものである。																																																																																																											
工事概要		1 雨水ポンプ 電動機直結立軸斜流ポンプ (1,600mm×370m ³ /分×13.5m×1,100kW) ……2台 2 汚水ポンプ # (400mm×10m ³ /分×16.5m×75kW) ……2台 3 配管弁 ……一式 4 給水設備, その他 ……一式																																																																																																											
設計金額		補助区分	合 計																																																																																																										
金 円																																																																																																													
外に支給品費																																																																																																													
金 円																																																																																																													

ポンプ場・処理場施設（電気設備）編

頁	改定趣旨	現 行				改 定																			
114	土木積算基準に準じて、交通誘導員等に関する費用の見直し	<p>2. 各費目の積算基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="302 279 488 311">費 目</th> <th data-bbox="488 279 705 311">定 義</th> <th data-bbox="705 279 891 311">所要量の算定</th> <th data-bbox="891 279 1131 311">費用の算定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="302 343 488 534">(6) 仮設費</td> <td data-bbox="488 343 705 534">工事を施工するに当たり、必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修等に要する費用である。</td> <td data-bbox="705 343 891 534"></td> <td data-bbox="891 343 1131 534"> 仮設費対象額×仮設費率 +積み上げ積算 a 仮設費対象額とは、機器費、直接工事費（当該仮設費及び総合試運転費を除く）の合計額とする。 b 仮設費率は別に定める「積算基準の運用」によるものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>				費 目	定 義	所要量の算定	費用の算定	(6) 仮設費	工事を施工するに当たり、必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修等に要する費用である。		仮設費対象額×仮設費率 +積み上げ積算 a 仮設費対象額とは、機器費、直接工事費（当該仮設費及び総合試運転費を除く）の合計額とする。 b 仮設費率は別に定める「積算基準の運用」によるものとする。	<p>2. 各費目の積算基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1276 279 1462 311">費 目</th> <th data-bbox="1462 279 1680 311">定 義</th> <th data-bbox="1680 279 1865 311">所要量の算定</th> <th data-bbox="1865 279 2105 311">費用の算定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1276 343 1462 534">(6) 仮設費</td> <td data-bbox="1462 343 1680 534">工事を施工するに当たり、必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修、交通管理等に要する費用である。</td> <td data-bbox="1680 343 1865 534"></td> <td data-bbox="1865 343 2105 534"> 仮設費対象額×仮設費率 +積み上げ積算 a 仮設費対象額とは、機器費、直接工事費（当該仮設費及び総合試運転費を除く）の合計額とする。 b 仮設費率は別に定める「積算基準の運用」によるものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>				費 目	定 義	所要量の算定	費用の算定	(6) 仮設費	工事を施工するに当たり、必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修、 交通管理 等に要する費用である。		仮設費対象額×仮設費率 +積み上げ積算 a 仮設費対象額とは、機器費、直接工事費（当該仮設費及び総合試運転費を除く）の合計額とする。 b 仮設費率は別に定める「積算基準の運用」によるものとする。
費 目	定 義	所要量の算定	費用の算定																						
(6) 仮設費	工事を施工するに当たり、必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修等に要する費用である。		仮設費対象額×仮設費率 +積み上げ積算 a 仮設費対象額とは、機器費、直接工事費（当該仮設費及び総合試運転費を除く）の合計額とする。 b 仮設費率は別に定める「積算基準の運用」によるものとする。																						
費 目	定 義	所要量の算定	費用の算定																						
(6) 仮設費	工事を施工するに当たり、必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修、 交通管理 等に要する費用である。		仮設費対象額×仮設費率 +積み上げ積算 a 仮設費対象額とは、機器費、直接工事費（当該仮設費及び総合試運転費を除く）の合計額とする。 b 仮設費率は別に定める「積算基準の運用」によるものとする。																						

頁	改定趣旨	現 行				改 定			
115	土木積算基準に準じて、交通誘導員等に関する費用の見直し及び電力設備用工事負担金積上げの明確化	2. 各費目の積算基準				2. 各費目の積算基準			
		費 目	定 義	所要量の算定	費用の算定	費 目	定 義	所要量の算定	費用の算定
		4) 安全費	交通管理, 安全施設及び安全管理等に要する費用である。			4) 安全費	安全施設及び安全管理等に要する費用である。		
		5) 役務費	土地の借上げ料及び電力, 用水等の基本料に要する費用である。			5) 役務費	土地の借上げ料及び電力, 用水等の基本料並びに電力設備用工事負担金に要する費用である。		

頁		改定趣旨	現 行	工 種 名	電 気 設 備	改 定
121	土木積算基準に準じて交通誘導員等に関する費用の見直し		<p>(6) 仮設費</p> <p>1) 費用の算定</p> <p>① 仮設費＝仮設費対象額×仮設費率+積み上げ積算</p> <p>② 仮設費対象額は、当該仮設費及び総合試運転費を除く直接工事費とする。</p> <p>③ 仮設費率は、(式-4)による。 $Y = 300.0X^{-0.2286} \quad (\text{式-4})$ Y：仮設費率〔%〕 (算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。)</p> <p>X：仮設費対象額〔円〕 ただし、上下限の率は次による。 $X \leq 1,000,000$〔円〕は$Y = 12.75$〔%〕 $X > 200,000,000$〔円〕は$Y = 3.80$〔%〕</p> <p>2) 仮設費率に含まれる内容は、次のとおりとする。</p> <p>① 据付け工事に必要な標準的な作業用足場（手摺先行型枠組足場等）</p> <p>② 機器等の現場内運搬用の道板、コロ等の設置及び解体等に要する費用</p> <p>③ 据付け工事に必要な仮設電力設備の設置、配線、補修、解体等に要する費用</p> <p>④ 仮設水道の設置、配管、解体等に要する費用</p> <p>3) 仮設費で積み上げ積算によるものは、次のとおりとする。 なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。</p> <p>① ポンプ井、沈殿池等における仮排水設備の設置、運転、補修、解体等に要する費用</p> <p>② 仮道、仮橋、現場補修、支保工等据付け工事に必要な仮設物の設置及び解体等に要する費用</p> <p>③ ポンプ井、沈砂池等（池深さ5m以上）、深槽反応タンク、円形沈殿池（重力濃縮槽含む）、汚泥消化タンク内部での機器等の据付け工事に必要な作業用仮組足場（手摺先行型枠組足場等）の組立、解体等に要する費用</p> <p>④ 高さ5m以上で自立煙突及び鉄塔、水管橋等の特殊建築物の据付け工事に必要な作業用仮組足場（手摺先行型枠組足場等）の組立、解体等に要する費用</p> <p>⑤ その他、工事施工に必要な仮設物の設置等に要する費用</p>			<p>(6) 仮設費</p> <p>1) 費用の算定</p> <p>① 仮設費＝仮設費対象額×仮設費率+積み上げ積算</p> <p>② 仮設費対象額は、当該仮設費及び総合試運転費を除く直接工事費とする。</p> <p>③ 仮設費率は、(式-4)による。 $Y = 300.0X^{-0.2286} \quad (\text{式-4})$ Y：仮設費率〔%〕 (算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。)</p> <p>X：仮設費対象額〔円〕 ただし、上下限の率は次による。 $X \leq 1,000,000$〔円〕は$Y = 12.75$〔%〕 $X > 200,000,000$〔円〕は$Y = 3.80$〔%〕</p> <p>2) 仮設費率に含まれる内容は、次のとおりとする。</p> <p>① 据付け工事に必要な標準的な作業用足場（手摺先行型枠組足場等）</p> <p>② 機器等の現場内運搬用の道板、コロ等の設置及び解体等に要する費用</p> <p>③ 据付け工事に必要な仮設電力設備の設置、配線、補修、解体等に要する費用</p> <p>④ 仮設水道の設置、配管、解体等に要する費用</p> <p>3) 仮設費で積み上げ積算によるものは、次のとおりとする。 なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。</p> <p>① ポンプ井、沈殿池等における仮排水設備の設置、運転、補修、解体等に要する費用</p> <p>② 仮道、仮橋、現場補修、支保工等据付け工事に必要な仮設物の設置及び解体等に要する費用</p> <p>③ ポンプ井、沈砂池等（池深さ5m以上）、深槽反応タンク、円形沈殿池（重力濃縮槽含む）、汚泥消化タンク内部での機器等の据付け工事に必要な作業用仮組足場（手摺先行型枠組足場等）の組立、解体等に要する費用</p> <p>④ 高さ5m以上で自立煙突及び鉄塔、水管橋等の特殊建築物の据付け工事に必要な作業用仮組足場（手摺先行型枠組足場等）の組立、解体等に要する費用</p> <p>⑤ 交通誘導警備員及び建設機械等の誘導員等の交通管理に要する費用</p> <p>⑥ その他、工事施工に必要な仮設物の設置等に要する費用</p>

		工 種 名	電 気 設 備
頁	改定趣旨	現 行	改 定
122 ～ 123	土木積算基準に準じて、トラッククレーンの吊り荷重の見直し	<p>2) 運搬費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 建設機械の自走による運搬</p> <p>イ 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出</p> <p>ウ 質量20t未満の機材等（足場材等）の搬入、搬出</p> <p>エ トラッククレーン油圧式 60t以下の分解・組立及び輸送に要する費用</p> <p>オ 建設機械等の日々回送に要する費用</p> <p>カ 建設機械、機材等（足場材等）及び機器・材料の現場内小運搬</p> <p>② 積み上げ積算による運搬費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬（トラッククレーン油圧式 60t以下を除く。）</p> <p>イ 仮設材等（覆工板等）の運搬</p> <p>ウ その他、工事施工上必要な運搬等に要する費用</p>	<p>2) 運搬費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 建設機械の自走による運搬</p> <p>イ 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出</p> <p>ウ 質量20t未満の機材等（足場材等）の搬入、搬出</p> <p>エ トラッククレーン油圧式 80t吊り未満の分解・組立及び輸送に要する費用</p> <p>オ 建設機械等の日々回送に要する費用</p> <p>カ 建設機械、機材等（足場材等）及び機器・材料の現場内小運搬</p> <p>② 積み上げ積算による運搬費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬（トラッククレーン油圧式 80t吊り未満を除く。）</p> <p>イ 仮設材等（覆工板等）の運搬</p> <p>ウ その他、工事施工上必要な運搬等に要する費用</p>

		工 種 名	電 気 設 備
頁	改定趣旨	現 行	改 定
123	土木積算基準に準じて、交通誘導員等に関する費用の見直し	<p>5) 安全費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 工事地域内全般の安全管理上の監視，あるいは連絡等に要する費用</p> <p>イ 不稼働日の保安要員等の費用</p> <p>ウ 安全用品等の費用</p> <p>エ 安全委員会等に要する費用</p> <p>オ 標示板，標識，保安灯，防護柵，バリケード，照明等の安全施設類の設置，撤去，補修に要する費用及び使用期間中の損料</p> <p>カ 酸素欠乏症等の予防に要する費用</p> <p>② 積み上げ積算による安全費は，次のとおりとする。</p> <p>ア 交通整理員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用</p> <p>イ 鉄道等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用</p> <p>ロ 夜間作業を行う場合における照明に要する費用</p> <p>ハ 河川，海岸工事等における救命艇に要する費用</p> <p>ニ 粉じん作業の予防に要する費用</p> <p>ホ バリケード，転落防止柵，照明，工事標識等のイメージアップに要する費用</p> <p>キ その他，工事施工上必要な安全等に要する費用</p>	<p>5) 安全費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる安全費は，次のとおりとする。</p> <p>ア 工事地域内全般の安全管理上の監視，あるいは連絡等に要する費用</p> <p>イ 不稼働日の保安要員等の費用</p> <p>ウ 安全用品等の費用</p> <p>エ 安全委員会等に要する費用</p> <p>オ 標示板，標識，保安灯，防護柵，バリケード，照明等の安全施設類の設置，撤去，補修に要する費用及び使用期間中の損料</p> <p>カ 酸素欠乏症等の予防に要する費用</p> <p>② 積み上げ積算による安全費は，次のとおりとする。</p> <p>ア 鉄道等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用</p> <p>イ 夜間作業を行う場合における照明に要する費用</p> <p>ロ 河川，海岸工事等における救命艇に要する費用</p> <p>ハ 粉じん作業の予防に要する費用</p> <p>ニ バリケード，転落防止柵，照明，工事標識等のイメージアップに要する費用</p> <p>ホ その他，工事施工上必要な安全等に要する費用</p>

		工 種 名	電 気 設 備
頁	改定趣旨	現 行	改 定
123	土木積算基準に準じて、電力設備用工事負担金及び工事情報共有システムに係る費用の明確化	<p>6) 役務費</p> <p>① 役務費として積み上げ積算する内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 工事施工上必要な土地の借上げ等に要する費用</p> <p>イ 工事施工及び総合試運転等に要する電力、用水等の基本料金</p> <p>7) 技術管理費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 据付けにおいて施工管理に必要な試験に要する費用。</p> <p>イ 据付けにおける品質管理のための試験及び資料作成等に要する費用</p> <p>ウ 据付けにおける出来形管理のための測量、計測及び図面作成に要する費用</p> <p>エ 据付けにおける工程管理のための資料作成等に要する費用</p> <p>オ 据付けにおける工程、出来形、品質管理の確認等に必要写真管理に要する費用</p> <p>カ 完成図書及びマイクロフィルム等（電子媒体を含む。）の作成に要する費用</p> <p>キ 塗装膜厚施工管理に要する費用</p> <p>ク 施工管理で使用するOA機器の費用</p> <p>② 積み上げ積算による技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>ア コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用</p> <p>イ 施工管理項目以外の試験等特別な品質管理に要する費用</p> <p>ウ その他、工事施工上必要な技術管理等に要する費用</p>	<p>6) 役務費</p> <p>① 役務費として積み上げ積算する内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 工事施工上必要な土地の借上げ等に要する費用</p> <p>イ 工事施工及び総合試運転等に要する電力、用水等の基本料金</p> <p>ウ 電力設備用工事負担金</p> <p>7) 技術管理費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 据付けにおいて施工管理に必要な試験に要する費用。</p> <p>イ 据付けにおける品質管理のための試験及び資料作成等に要する費用</p> <p>ウ 据付けにおける出来形管理のための測量、計測及び図面作成に要する費用</p> <p>エ 据付けにおける工程管理のための資料作成等に要する費用</p> <p>オ 据付けにおける工程、出来形、品質管理の確認等に必要写真管理に要する費用</p> <p>カ 完成図書及びマイクロフィルム等（電子媒体を含む。）の作成に要する費用</p> <p>キ 塗装膜厚施工管理に要する費用</p> <p>ク 施工管理で使用するOA機器の費用 <u>（工事情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）</u></p> <p>② 積み上げ積算による技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>ア コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用</p> <p>イ 施工管理項目以外の試験等特別な品質管理に要する費用</p> <p>ウ その他、工事施工上必要な技術管理等に要する費用</p>

頁	改定趣旨	現 行				改 定					
131	語句の修正	別表第1 下水道用電気設備と主要機器品目				別表第1 下水道用電気設備機器主要品目					
		受変電設備	設備名称	類別	品 目	摘 要	受変電設備	設備名称	類別	品 目	摘 要
			金属閉鎖形スイッチギヤ類	引込み盤、受電盤、き電盤、変圧器盤、コンデンサ盤、低圧閉鎖配電盤、アクティブフィルタ盤等				金属閉鎖形スイッチギヤ類	引込み盤、受電盤、き電盤、変圧器盤、コンデンサ盤、低圧閉鎖配電盤、アクティブフィルタ盤等		
			ガス絶縁・気中絶縁受変電装置類	受電ユニット、変圧器ユニット等				ガス絶縁・気中絶縁受変電装置類	受電ユニット、変圧器ユニット等		
			断路器・遮断器類	断路器、ガス遮断器、真空遮断器、気中遮断器等	高圧コンベネーション及び気中開閉器等を含む			断路器・遮断器類	断路器、ガス遮断器、真空遮断器、気中遮断器等	高圧コンベネーション及び気中開閉器等を含む	
			変圧器類	油入変圧器、モールド変圧器、ガス絶縁変圧器等	主として電力用変圧器			変圧器類	油入変圧器、モールド変圧器、ガス絶縁変圧器等	主として電力用変圧器	
		運転操作設備	その他	避雷器、計器用変成器、進相コンデンサ、直列リアクトル等			その他	避雷器、計器用変成器、進相コンデンサ、直列リアクトル等			
			負荷設備機器類	高圧コンベネーションスタータ、コントロールセンタ、動力制御盤、速度制御装置、補助継電器盤、現場操作盤、電動機等	シーケンスコントローラ、プログラマブルコントローラ等を含む		負荷設備機器類	高圧コンベネーションスタータ、コントロールセンタ、動力制御盤、速度制御装置、補助継電器盤、現場操作盤、電動機等	シーケンスコントローラ、プログラマブルコントローラ等を含む		
			発電機・原動機類	発電装置（発電機・原動機）、機関補機類、発電機盤、自動始動盤、同期盤、補機盤等			発電機・原動機類	発電装置（発電機・原動機）、機関補機類、発電機盤、自動始動盤、同期盤、補機盤等			
		特殊電源設備	直流電源機器類	整流器盤、蓄電池盤等			直流電源機器類	整流器盤、蓄電池盤等			
			無停電電源機器類	整流器盤、インバータ盤、蓄電池盤等	UPS、蓄電池等含む		無停電電源機器類	整流器盤、インバータ盤、蓄電池盤等	UPS、蓄電池等含む		
			監視制御機器類	監視盤、操作盤、補助継電器盤、計装盤、情報伝送装置等	監視制御用コントローラを含む		監視制御機器類	監視盤、操作盤、補助継電器盤、計装盤、情報伝送装置等	監視制御用コントローラを含む		
		監視制御設備	工業用テレビカメラ類	工業用テレビカメラ、映像モニタ、コントロールパネル等			工業用テレビカメラ類	工業用テレビカメラ、映像モニタ、コントロールパネル等			
			遠方監視制御機器類	遠方監視制御盤、情報伝送装置等			遠方監視制御機器類	遠方監視制御盤、情報伝送装置等			
			気象観測機器類	風向風速計、気温計、雨量計、雨量強度計、気圧計、百葉箱、パネル計器盤等	それぞれの発信器・変換器等と組合せになったもの		気象観測機器類	風向風速計、気温計、雨量計、雨量強度計、気圧計、百葉箱、パネル計器盤等	それぞれの発信器・変換器等と組合せになったもの		
情報処理設備	電子計算機機器類	情報処理装置、入出力装置、補助記憶装置、CRT装置、プリンタ等			電子計算機機器類	情報処理装置、入出力装置、補助記憶装置、CRT装置、プリンタ等					
計装設備	検出器類	流量計（電磁式、超音波式、オリフィス式等）、液位計（フロート式、投込み式、圧力式、超音波式等）、圧力計、温度計（測温抵抗対、熱電対）、水質計器（PH計、濃度計、DO計、MLSS計、UV計、COD計、残留塩素計、濁度計等）、その他検出器			検出器類	流量計（電磁式、超音波式、オリフィス式等）、液位計（フロート式、投込み式、圧力式、超音波式等）、圧力計、温度計（測温抵抗対、熱電対）、水質計器（PH計、濃度計、DO計、MLSS計、UV計、COD計、残留塩素計、濁度計等）、その他検出器					
	表示計器類	指示計、指示警報計、記録計、積算計等			表示計器類	指示計、指示警報計、記録計、積算計等					
	調節計器・演算器類	調節計、比率設定器、警報設定器、手動操作器、開平演算器、ワンループコントローラ等			調節計器・演算器類	調節計、比率設定器、警報設定器、手動操作器、開平演算器、ワンループコントローラ等					
	補助計器類	アレスタ、リミッタ、トランスデューサ、アイソレータ、ディストリビュータ、電源装置等			補助計器類	アレスタ、リミッタ、トランスデューサ、アイソレータ、ディストリビュータ、電源装置等					

頁		改定趣旨		現 行		改 定			
132	語句の修正	別表第2 下水道用電気設備主要直接材料品目				別表第2 下水道用電気設備直接材料主要品目			
		類 別	品 目	摘 要		類 別	品 目	摘 要	
		電 線 ・ ケ ー ブ ル 類	電線、電力ケーブル、制御ケーブル、光ファイバケーブル、通信ケーブル、コード、端末処理材、直線接続材等			電 線 ・ ケ ー ブ ル 類	電線、電力ケーブル、制御ケーブル、光ファイバケーブル、通信ケーブル、コード、端末処理材、直線接続材等		
		電 線 管 類	金属管、可とう電線管、合成樹脂管、波付硬質合成樹脂管、ボックス類等			電 線 管 類	金属管、可とう電線管、合成樹脂管、波付硬質合成樹脂管、ボックス類等		
		ケーブルラック・ダクト類	ケーブルラック、ダクト、バスダクト、フロアダクト、レースウェイ、金属線び等			ケーブルラック・ダクト類	ケーブルラック、ダクト、バスダクト、フロアダクト、レースウェイ、金属線び等		
		コンクリート製品類	マンホール、ハンドホール、遠心力鉄筋コンクリート管、鉄筋コンクリートケーブルトラフ、埋設標柱等			コンクリート製品類	マンホール、ハンドホール、遠心力鉄筋コンクリート管、鉄筋コンクリートケーブルトラフ、埋設標柱等		
		電 柱 類	木柱、コンクリート柱、パンサーマスト、鋼管ポール、装柱金物類等			電 柱 類	木柱、コンクリート柱、パンサーマスト、鋼管ポール、装柱金物類等		
		避 雷 器 具 類	避雷器（装柱用）等			避 雷 器 具 類	避雷器（装柱用）等		
		接 地 材 料 類	接地端子箱、接地極板、接地棒、接地埋設標等			接 地 材 料 類	接地端子箱、接地極板、接地棒、接地埋設標等		
		そ の 他 材 料	フリーアクセスフロア、碍子、電力ヒューズ、鋼管、鋼材、型枠、コンクリート等			そ の 他 材 料	フリーアクセスフロア、碍子、電力ヒューズ、鋼管、鋼材、型枠、コンクリート等		
		備考 各品目用付属品を含む。							
		直接材料とは主として次に掲げるものをいう。 現場加工材料 素材ないしは、半加工品として搬入し、加工を主体とする材料類（コンクリート製品類、接地材料、塗料等） 電線路構成材料 機器間を直結し、有機的結合をする材料類（電線・ケーブル、電線管類及び付属品、ラック・ダクト類、トラフ等） 一般機器 物価資料等に記載される製品等で、材料として取り扱われることが適当な機器（照明器具、標準分電盤、電話保安器ボックス等） 機器構成部品 機器・装置において、構成部品別に計上する場合もしくは設計を伴わない軽微な追加工事における部品類（開閉器類、電磁接触器類、継電器類、操作スイッチ類、信号灯・表示灯類、電流計・電圧計類等）							
		備考 各品目用付属品を含む。 直接材料とは主として次に掲げるものをいう。 現場加工材料 素材ないしは、半加工品として搬入し、加工を主体とする材料類（コンクリート製品類、接地材料、塗料等） 電線路構成材料 機器間を直結し、有機的結合をする材料類（電線・ケーブル、電線管類及び付属品、ラック・ダクト類、トラフ等） 一般機器 物価資料等に記載される製品等で、材料として取り扱われることが適当な機器（照明器具、標準分電盤、電話保安器ボックス等） 機器構成部品 機器・装置において、構成部品別に計上する場合もしくは設計を伴わない軽微な追加工事における部品類（開閉器類、電磁接触器類、継電器類、操作スイッチ類、信号灯・表示灯類、電流計・電圧計類等）							

頁	改定趣旨	現 行														
		別表第3 各費率別対象額														
133	語句の修正	費 目	補 材 費	助 料 率	機 械 経費率	総 合 試運転 費 率	仮 設 費 率	共 仮 設 費 率	通 設 費 率	現 場 管 理 費 率	据 付 (技術者) 間接費率	据 付 (機器) 間接費率	設 計 技 術 費 率	一 般 管 理 費 率		
工 事 原 価	工 事 原 価	機 器 費	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	×		
		直 接 工 事 費	輸 送 費	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○	
			材 料 費	○*1	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○	
			労 務 費	×	○*2	×	○	○	○	○*3	×	○	○	○	○	
			複 合 工 費	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○	
			直 接 経 費	特 許 使 用 料	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○
				水 道 光 熱 電 力 料	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○
				機 械 経 費	×	-	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○
				総 合 試 運 転 費	×	×	-	×	○	○	×	×	○	○	○	○
				特 別 経 費	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○
			仮 設 費	×	×	×	-	○	○	×	×	○	○	○	○	
		間 接 工 事 費	運 搬 費	×	×	×	×	-	○	×	×	○	○	○	○	
			準 備 費	×	×	×	×	-	○	×	×	○	○	○	○	
			事 業 損 失 防 止 施 設 費	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○	○	○	
			安 全 費	×	×	×	×	-	○	×	×	○	○	○	○	
			役 務 費	×	×	×	×	-	○	×	×	○	○	○	○	
			技 術 管 理 費	×	×	×	×	-	○	×	×	○	○	○	○	
			営 繕 費	×	×	×	×	-	○	×	×	○	○	○	○	
		現 場 管 理 費	現 場 管 理 費	×	×	×	×	×	-	×	×	○	○	○	○	
			据 付 費 間	据 付 (技術者) 間接費	×	×	×	×	×	×	×	-	×	○	○	
		据 付 (機器) 間接費		×	×	×	×	×	×	×	×	-	○	○		
		設 計 技 術 費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	-	○	○		
		支 給 品 評 価 額	機 器	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	
直 接 材 料	○		×	×	○	○	○	×	×	○	×	○	×			

注 1 ○：対象とする ×：対象としない
 2 *1：直接材料費のみ *2：単体調整，組合せ試験等に係る労務費は除く
 *3：技術労務費のみ

工 種 名	電 気 設 備													
	改 定													
別表第3 費目別対象額														
費 目														
補 材 費	助 料 率	機 械 経費率	総 合 試運転 費 率	仮 設 費 率	共 仮 設 費 率	通 設 費 率	現 場 管 理 費 率	据 付 (技術者) 間接費率	据 付 (機器) 間接費率	設 計 技 術 費 率	一 般 管 理 費 率			
機 器 費	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	×	○	×	
直 接 工 事 費	輸 送 費	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○	
	材 料 費	○*1	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○	
	労 務 費	×	○*2	×	○	○	○	○*3	×	○	○	○	○	
	複 合 工 費	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○	
	直 接 経 費	特 許 使 用 料	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○
		水 道 光 熱 電 力 料	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○
		機 械 経 費	×	-	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○
		総 合 試 運 転 費	×	×	-	×	○	○	×	×	○	○	○	○
		特 別 経 費	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○
	仮 設 費	×	×	×	-	○	○	×	×	○	○	○	○	
間 接 工 事 費	運 搬 費	×	×	×	×	-	○	×	×	○	○	○	○	
	準 備 費	×	×	×	×	-	○	×	×	○	○	○	○	
	事 業 損 失 防 止 施 設 費	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○	○	○	
	安 全 費	×	×	×	×	-	○	×	×	○	○	○	○	
	役 務 費	×	×	×	×	-	○	×	×	○	○	○	○	
	技 術 管 理 費	×	×	×	×	-	○	×	×	○	○	○	○	
	営 繕 費	×	×	×	×	-	○	×	×	○	○	○	○	
現 場 管 理 費	現 場 管 理 費	×	×	×	×	×	-	×	×	○	○	○	○	
	据 付 費 間	据 付 (技術者) 間接費	×	×	×	×	×	×	×	-	×	○	○	
据 付 (機器) 間接費		×	×	×	×	×	×	×	×	-	○	○		
設 計 技 術 費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	-	○	○		
支 給 品 評 価 額	機 器	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	
	直 接 材 料	○	×	×	○	○	○	×	×	○	×	○	×	

注 1 ○：対象とする ×：対象としない
 2 *1：直接材料費のみ *2：単体調整，組合せ試験等に係る労務費は除く
 *3：技術労務費のみ

頁	改定趣旨	現 行	改 定
61	語句の修正	<p>別紙 見積り依頼書作成例及び工事設計書の積算様式 別紙1. 見積り依頼書作成例</p> <p>(見積り依頼書)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>〇〇〇株式会社 様</p> <p style="text-align: right;">自治体名****</p> <p>下水道用電気設備について次のお見積りを依頼します。</p> <p>1. 見積り条件及び仕様 別紙のとおり</p> <p>2. 見積り提出期限 平成 年 月 日まで</p> <p>3. 担当者 〇〇〇課 〇〇 〇〇 連絡先 TEL 〇〇〇-〇〇〇〇 注1)</p> <p>なお、依頼内容について疑義がある場合は、担当者まで連絡してください。</p> </div> <p>注1 担当者の所属氏名、連絡先を記入する。</p>	<p>別紙 見積り依頼書作成例</p> <p>(見積り依頼書)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>〇〇〇株式会社 様</p> <p style="text-align: right;">自治体名****</p> <p>下水道用電気設備について次のお見積りを依頼します。</p> <p>1. 見積り条件及び仕様 別紙のとおり</p> <p>2. 見積り提出期限 平成 年 月 日まで</p> <p>3. 担当者 〇〇〇課 〇〇 〇〇 連絡先 TEL 〇〇〇-〇〇〇〇 注1)</p> <p>なお、依頼内容について疑義がある場合は、担当者まで連絡してください。</p> </div> <p>注1 担当者の所属氏名、連絡先を記入する。</p>

		工 種 名	
		電気設備	
頁	改定趣旨	現 行	改 定
140	語句の修正	<p>別紙2. 工事設計書の積算様式</p> <p>(1) 設計書作成に関する留意事項</p> <p>① 記載項目は、下水道用電気設備請負工事工事費積算要領及び同基準に基づいて積算した内容を、費目及び工種ごとにまとめるものとする。</p> <p>② 内訳書（総括表）の記載項目は、工事価格については機器費、直接工事費、間接工事費、設計技術費、一般管理費等を記載する。また、消費税等相当額も記載する。</p> <p>③ 内訳書は、総括表に記載された項目の内訳を機器、材料、労務、直接経費、間接工事費、設計技術費、一般管理費等の要素に分けて記載する。</p> <p>④ 機器費及び直接材料費の細別は、設計内容が判るように分類する。</p> <p>⑤ 単位及び数量欄は、図面・特記仕様書と対比できるように記載する。</p>	<p>下水道用電気設備請負工事工事設計書の作成</p> <p>(1) 設計書作成に関する留意事項</p> <p>① 記載項目は、下水道用電気設備請負工事工事費積算要領及び同基準に基づいて積算した内容を、費目及び工種ごとにまとめるものとする。</p> <p>② 内訳書（総括表）の記載項目は、工事価格については機器費、直接工事費、間接工事費、設計技術費、一般管理費等を記載する。また、消費税等相当額も記載する。</p> <p>③ 内訳書は、総括表に記載された項目の内訳を機器、材料、労務、直接経費、間接工事費、設計技術費、一般管理費等の要素に分けて記載する。</p> <p>④ 機器費及び直接材料費の細別は、設計内容が判るように分類する。</p> <p>⑤ 単位及び数量欄は、図面・特記仕様書と対比できるように記載する。</p>

